

平成19年第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成19年9月14日（金）午後2時
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室
司会：寄本会長

I 開会

II 議事

- 1 資料3 報告：課税資料のパンチ入力業務委託（変更）について
業務委託 第14条第1項（総務部税務課）
- 2 資料4 報告：介護給付費等支払事務委託における電算業務の再委託について
業務委託 第14条第1項（障害者福祉課）
- 3 資料5 報告：確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査業務委託について
業務委託 第14条第1項（教育指導課）
- 4 資料6 報告：就労支援の推進事業における調査用紙の再発送について
業務委託 第14条第1項（就労支援・消費者行政担当副参事）
- 5 資料7 報告：台風9号による敬老会中止の緊急の連絡手段としての電話番号の使用について
緊急の目的外利用 第11条第5項（健康いきがい課）
- 6 資料1 諮問、報告：屋上等緑化の推進業務における屋上緑化見本園見学申込手続きに係る電子申請サービスの導入について
電子計算機の外部結合 第17条第1項（道とみどりの課）
業務委託 第14条第1項（道とみどりの課）
- 7 資料2 諮問、報告：みどりの講座開催業務における参加申込手続きに係る電子申請サービスの導入について
電子計算機の外部結合 第17条第1項（道とみどりの課）
業務委託 第14条第1項（道とみどりの課）

III その他

IV 閉会

○寄本会長 お待たせをいたしました。ただいまから、平成19年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会をやらせていただきます。委員の皆様、ご出席くださいましてありがとうございます。

まず、資料の確認をお願いします。

事務局の方からご説明いただきます。

○区政情報課長 事務局の区政情報課長です。

今回、事前にお送りしました資料は、平成19年第4回情報公開・個人情報保護審議会資料として、資料1の「屋上等緑化の推進業務における屋上緑化見本園見学申込手続きに係る電子申請サービスの導入について」から、資料6の「就労支援の推進事業における調査用紙の再発送について」までとなっております。そのほか、本日、机上に配付した資料がございます。追加の報告事項の関係で、新たな次第と追加に伴う資料でございます。まず、報告いたします「台風9号による敬老会中止の緊急の連絡手段としての電話番号の使用について」の資料7でございます。それと、これに関連しましての資料8となっております。また、「就労支援の推進事業における調査用紙の再発送について」に関係する資料といたしまして、「新宿区若年者就業状況調査ご協力のお礼とご回答のお願い」をお手元にお配りしております。

事前にお配りした次第と審議の順序が変わっております。申しわけございませんが、机上に配付しました次第の順序に沿ってご審議をお願いいたします。

資料1の「屋上等緑化の推進業務における屋上緑化見本園見学申込手続きに係る電子申請サービスの導入について」と資料2の「みどりの講座開催業務における参加申込手続きに係る電子申請サービスの導入について」は、ともに電子サービスの導入に関するものですので、一括してご説明をいたします。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○寄本会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方からご説明がございましたように、次第に沿って審議を進めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料3の課税資料のパンチ入力業務委託（変更）につきましての報告をいただきます。税務課長さんからご報告をいただきたいと思っております。

○税務課長 先にすみません、個人的な話で恐縮ですけど、私、今、夏風邪を引いているものですから、ひっきりひっきりお話しすることがあるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

最初の課税資料のパンチ入力業務委託について説明をさせていただきます。

このもともとのシステムにつきましては、7月4日だったと思っておりますけれども、当審議会でのこのシステムを導入し、データの保護についての審議をお願いいたしまして、承認していただきまして、現在、これについては既にプロポーザルを終え、業者選定も終えたところでございます。

その一方で、このシステムをせっかく導入するものですから、もう少し、もっといい意味の使い方はないかなというふうな検討を同時に並行して進めてまいりました。その検討の結果、現在は、例えば給与支払報告書とか申告書とか、納税者の方から提出いただいた税務資料を外部の業者に委託をしまして、課税計算用のパンチ入力データをしていただい

ているケースでございます。これを、今回、このシステムで高速スキャナで読み込んだもの、これをリードオンリーメモリーといいまして、読みとるだけの目的のDVDに落とし込んで、これを業者に委託して、業者の方では、これをもとに画面に映し出して、その画面を見ながらデータパンチをします。そういうふうにしたいということで、検討しました結果、幾つかの専門の業者の方に意見を聞きましたところ、できるという結論が得られましたので、今回、この個人情報保護審議会に報告させていただきたいという内容でございます。

ちょっと、若干、7月のところと重複する部分もありますけれども、私ども、当初課税のときには、大体約40万枚の申告書、それから給与支払報告書等を先ほど申し上げましたデータパンチに回しております。これを高速スキャナでこのシステムに読み込んだDVDで渡すと。それによってデータパンチをすることになりますので、従前のように大量の原票をジュラルミンケースに入れてやりとりをして、戻ってきたときには渡した内容に間違いがないか精査するという、そういう意味での手間ひまがまず省けると。それから、データの保護についても、特殊な暗号を使って表現をするやり方をしておりますし、かつ仮にこのDVDをだれか第三者が見ようとした場合に、暗号キー、これが非常に複雑なキーですけれども、これがないと開けられない、見られないというようなことの措置もさせていただいて、セキュリティーには万全の注意を払いたいというふうに思っております。

当初、システム導入予定どおり、11月に稼働予定、テストランをしまして、来年1月から本稼働というふうに考えておりますので、今日お願いしておりますパンチ入力については、来年の2月から、一番早いものでDVDに落とし込み、データパンチに回すという考えでおります。

あと、様式について簡単に申し上げますけれども、2ページのところに、どういう目的でやるかという内容を事業内容欄に掲げさせていただきました。

それから、3ページのところに、具体的にどういうデータ、どういう帳票が対象になるのかということを表現させていただいております。この中の情報はどのような媒体に記録されているかという点のところの一番右端のところ、電磁的媒体（DVD-ROM等）、これはリード・オンリー・メモリー、要するに書き込みはできません、読むだけですという意味のDVD、これを使ってデータの受け渡しをしたいというふうに考えております。

それから一番下ですけれども、委託にあたり区が行う情報保護対策、これは当然ですけれども、契約に当たり「特記事項」を付すということとか、業務終了後の提供した情報の返却のやりとり、これは細かい規約で契約をしたいというふうに思っております。それから、3番目の提供データの暗号化は、先ほど申し上げたとおりでございます。

5ページ目に、簡単にこのデータ処理の流れを図解させていただきました。左縦列が現行の、昨年までといたしますか、方式で、原票そのものをパンチに回すと。これを今回は、繰り返しで恐縮ですけれども、スキャナで画像データ化したもの、このDVDをパンチ業者に回して、MTにデータ作成をしていただくと。こういう方式に変更したいという内容でございます。

6ページ、7ページにつきましては、先だっこのこのシステム導入に関して審議をお願いした際につけた資料と同じでございます。

8 ページ、9 ページに、参考までに給与支払報告書、それから確定申告書の様式の、これは縮小してはいますが、見本をつけさせていただいております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○寄本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に対しまして、ご質問・ご意見がございましたらどうぞ。

○ひやま委員 すみません、高速スキャナでの読み取りに関してちょっと気になるところが。これは100%読み取りは可能ですか。このもともとの紙票、エラーとか何かの発生というのは、その辺は大丈夫ですか。

○税務課長 既にこれは23区で7区導入しては、私ども、そのうちの3区でしたか、実際に職員を行かせていろいろ聴取した関係では、特にトラブルというのは聞いておりませんし、実際に専門の業者幾つかと私ども直接話した中では、そういう話はない、大丈夫であるという話はいただいております。

○寄本会長 どうぞ。

○ひやま委員 それともう一つ、このDVD-Rの保管、施錠ができるというところなんですが、これは区役所で1カ所で保管されるんですか。それとも数カ所ということなんでしょうか。というのは、バックアップの意味があると思いますので、その辺はどうでしょうか。

○寄本会長 どうぞ。

○税務課長 複数という考え方もあろうかと思うんですけども、むしろ管理を徹底するという意味では、一つのところの方がいいかと思うんですね。実際、データを渡すときも、そのものを渡すんじゃなくて、今現在、例えば原票を入れてジュラルミンケースで渡しているんですけども、それで施錠をして、今回も、小さくなるわけですけど、同じようなやり方をすると同時に、保管についても二重にかぎがかかるような、しかも責任者を決めておくというような体制をとりたいというふうに思っています。

○ひやま委員 ありがとうございます。

○寄本会長 よろしいですか。どうぞ。

○鍋島委員 税務署で、個人でも電子申告を盛んに勧めていますけども、それが入ってくると、これは紙ベースですけど、電子申告の場合は、そのままこっちに来ることもできるようになるわけですか。

○税務課長 将来的な話としましては、例えば国税のオンラインシステムと私ども地方自治体のオンラインシステムとをつなぐようになれば、おっしゃるように、今まで我々が税務署へ行ってコピーしてきて読み込ませてとか、そういうことは一切確かになくなります。ただ、現時点ではそこまで行っておりませんので、ご承知のとおり、毎回毎回税務署へ私どもが伺って、それで原票をコピーしてきて、読み込ませてデータパンチと。現在は、しばらくはこういう方法しか手がないと思っております。

ただ、参考までに申し上げますと、e-Taxなんかで電子申告された方、これはちょっと情けない話ですけど、そういうわけでオンラインにつながっていませんので、せっかく電子申告されたものを税務署の方で専用の様式に打ち直して、それを私どもがいただいてデータパンチに回していると。ちょっと手間がかかっているように今現在はなっていますが、将来は、先ほど申し上げたとおりになれば、もう本当に手間ひまが省略できるよ

うになると思います。すぐというわけにはいかないと思います。

○寄本会長 いいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

それでは、この件に関しましては、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございました。

では、次に資料4にまいります。資料4の介護給付費等支払事務委託における電算業務の再委託についてでございます。

障害者福祉課長さんからご報告をいただきます。よろしく申し上げます。

○障害者福祉課長 障害福祉サービスにおける介護給付費等の支払事務、こちらの委託につきましては、この6月に当審議会において承認をいただいたところでございますが、10月利用分から本格稼働するに先立ち、こちらの委託先の方で再委託する業務があるということがわかりましたので、契約に先立って、この会にお諮りするというものでございます。

登録業務の名称は、障害福祉サービスでございます。

委託先は、東京都国民健康保険団体連合会。この中で再委託をする会社が、みずほ情報総研株式会社でございます。

その次の項目の記録媒体につきましては、6月にご説明したとおりで、この内容は変わってございません。

その次の保有している情報項目も、こちらに書いてございますのは、あくまで国保連合会との本体の委託契約に沿った内容で書かせていただいております。

次の項目の委託の理由ですが、2行目の後段でございます。国保連合会と支払事務に係る委託契約を取り交わすにあたり、支払等事務の電算業務のうち、システム保守及びサポート業務について、国保連合会が外部業者に委託するものとしているため、この再委託についてお認めいただきたいというものでございます。

委託内容のうち、後段が再委託先への委託の内容でございますが、あくまでシステムの保守及びサポート業務でございます。ここで個人情報を含む電算処理の操作が伴う場合は、国保連合会の職員の指示のもとに行うということでございます。

委託の開始時期は、本審議会の承認後からを考えてございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策といたしましては、契約にあたって、「特記事項」を付すものでございます。

最後に、委託事業者としての情報保護対策は、国保連合会そのものは個人情報保護に関する規則を持ってございますが、再委託先についてもプライバシーマークを取得しており、国保連合会と再委託先との契約内容には、個人情報の守秘義務に関する項目がございます。

以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問・ご意見ございましたらお願いします。どうぞ。

○森岡委員 言葉の意味なんですけれども、システム保守というのは、システム運用とは違って、機械の普通言う保守・点検といいますかね。実際は、運用しているのは国保の職員がやっているという意味なんです。運用と保守、これは同じなのか違うのか。

○寄本会長　　どうぞ。

○障害者福祉課長　　こちらは国保連が動かしているシステムのソフトウェアのバックアップというように、私どもは聞いてございます。

○寄本会長　　ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は了承ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもご苦労さまでした。

次に、資料5に移ります。確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査業務委託についてのご報告をいただきます。

教育指導課長さんからお願いします。

○教育指導課長　　それでは、資料5でございます。確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査の業務委託についてでございます。

この事業内容でございますけれども、区内の公立小中学校全校において、確かな学力の育成に向けた取り組みを行っておりますけれども、その取組状況につきましてアンケート調査を実施し、回答内容の集計及び統計処理を行うというものでございます。

対象者でございますけれども、今申し上げましたように、区内の公立小学校の4年生と6年生及び中学校2年生全員（約3,500人）でございます。それと、その児童・生徒さんの保護者の方全員、同じく3,500人程度でございます。あわせて全教員（約900人）でございます。それと、学校評議員の中で地域代表という形で出ていらっしゃる方（約400人）、総計8,300人を対象者としております。

委託先でございますけれども、今度はお手元の3ページ目をごらんいただければと思いますが、株式会社ベネッセコーポレーションでございます。これは昨年度から実はこの調査を実施いたしまして、昨年度のデータ等々を今保持しているということ、そしてまた多くのこういう意識調査のノウハウを持っているということで、こちらに委託をしております。

この入力に際しましては、アンケート調査の意識調査の回答用紙がございまして、それは紙でございますけれども、それを入力して、そして統計処理をして、もう一回私どもに戻してもらうということで、戻してもらうときには、紙とCD-ROMの二つと考えてございます。

情報項目といたしましては、ここに載っているとおりでございますけど、これは一応、昨年度実施したときのものでございまして、今現在、意識調査の項目等々につきましては精査中でございます。つきましては、若干、これはマックスでございまして、減ることが考えられます。

今申し上げましたけど、委託内容でございますが、ベネッセコーポレーションの方で意識調査用アンケート項目の設定、そして用紙の作成をいたします。そして、その回答用紙等々を配送いたしまして、各学校で実施した後、その回収を行い、そして集計・統計処理を行います。なお、その際の回答用紙の入力作業でございますが、これにつきましては、株式会社両備サポートアンドサービスというところにベネッセコーポレーションの方から再委託をしております。これは昨年度も同じ会社にベネッセコーポレーションの方から

しております。子会社のような会社だと思っただけだと思います。

今年度は11月にアンケートを実施する予定でございまして、開始時期としては11月1日から、恐らく仕上がってくるのが2月だと思われるので、2月28日としてございます。また、なおこれは来年度以降におきましても同じような内容で実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞご質問・ご意見をお願いいたします。どうぞ。

○あざみ委員 あざみです。先ほど説明の中で、ベネッセに昨年に続いて委託をする理由として、データを保存しているというふうにおっしゃったと思うんですけども、「契約終了後、速やかに区の指示により情報を消去、破棄する」というふうになっていますよね、一方で。だから、どういうデータを保存しているということですか。

○寄本会長 どうぞ。

○教育指導課長 言葉足らずで、申しわけありませんでした。

私どもが提供した回答等々のデータにつきましては、ここに掲げたとおり、すべて消去してございます。ただし、やはり私どもが昨年度調査項目をつくるに当たりまして、実は膨大な、私どもが作成したよりももっともたくさんデータの自体をこちらの会社で持っているという、そのデータという意味でございます。

以上でございます。

○寄本会長 どうぞ。

○あざみ委員 回答のその部分はもちろん消去していかなければいけないと思いますが、そういった作成過程での資料があるという意味ですね。

それから、委託にあたり区が行う情報保護対策というところですけども、個人が特定できる可能性を排除するというので、出席番号の記載等ですね。去年は初めてということもあって、出席番号を書く欄を設けてしまって、後で気づいて間に合ったということがありましたけれども、そのようなことがないように今回は重々お願いをしたいと思います。生徒の方ではなくて、教員の方で、今年度の担任の学年と学級というふうにありますけれども、そこまで書かせれば個人が特定されてしまいませんか。その辺はどうなんでしょう。

○寄本会長 どうぞ。

○教育指導課長 先ほど申しましたように、実はこれ、昨年度のことを今回お示いたしました。つまりマックスということでお示したところでありまして、今、まさにご指摘のように、本当に私どもとして最小限必要なところは何なのかというところを勘案して、省けるものについては、これまた最大限省いていくという方向で考えております。つきましては、まだこれは決定したわけではありませんので、今、絶対に省きますと申し上げることはできませんけれども、そういう点では、ここで本当にたくさん教員のところも記載するようになっておりますけれども、省けるところは最大限省いてまいります。ということだけ、今の段階でお話しさせていただきたいと思っております。

○寄本会長 どうぞ。

○あざみ委員 今は断定したことは言えないということですけども、生徒は学級に三

十数人いますけれども、担任は1人だというふうに思いますので、そういう意味では特定できると思います。これはそういった意味では省くべきだと私は思いますので、意見は述べさせていただきたいと思います。

○寄本会長　　ありがとうございました。

ほかにございましたら、どうぞ。

○久保委員　　本件の諮問内容には直接かかわりないと思うので、申しわけないですけど、参考までに聞いておきたいんですけど、この件の対象者の中に、児童・生徒の保護者全員（約3,500人）と書いてありますね。児童・生徒（3,500人）は簡単にわかるんですけど、保護者全員（3,500人）というのがわからないんですよ。どういう意味なのか。3,500件ならわかるけど、保護者というのは普通は複数なんですよ、通常はね。でも、どういう観点から、この3,500人というふうになっているのか、単位のとり方がわからないので、参考までに聞いておきたいと思います。

○寄本会長　　どうぞ。

○教育指導課長　　確かにご指摘のとおりだと思います。要は単位という点でいきますと3,500枚ということで、1件で1枚という数え方はやっぱりすべきだろうと思いますので、そういう点でいきますと、ご指摘のように「人」といいますと若干やっぱり違いが出てくる可能性がございます。記載につきましては、今後は十分注意したいなと思います。ありがとうございました。

○久保委員　　直接関係ないと申し上げたんですけども、最後にあざみ委員が言われたように、個人が特定できる可能性云々という問題がありますね。そういう点からも、逆な意味で対象個人というのが複数だということだって、将来にわたって何かのことに問題になると思うんですよ。保護者というのは、おじいさんかおばあさんかもしれないし、父親か母親かもしれない。極端に言えば、4人の保護者が相手側にいるわけですね。そういうとらえ方というのは、明確にしておかないと、何か起きたときに問題が起きるんじゃないかという心配をしたものですから伺ったままで、以上でございます。

○寄本会長　　神崎委員。

○神崎委員　　この調査は昨年やったということで、同じところに委託するということですけども、ここにあるアンケート項目の設定とか作成とありますけども、これは内容的には全く同じ内容ではないかなと思うんですけども、ちょっと、いかがでしょうか。

○寄本委員　　どうぞ。

○教育指導課長　　昨年度初めてということで、大変膨大な調査を実施いたしました。その中で今後こうした方がいいんじゃないかというふうなご意見も多々いただきまして、これからふやすことはないです。ただし、減らす方向で今精査をしているところでございます。

以上でございます。

○寄本会長　　どうぞ。

○神崎委員　　じゃあ、この区の作成なんかには要する費用というのは、前回よりは安くなっているという考え方でよろしいですか。

○教育指導課長　　はい。おっしゃるとおりでございます。

○寄本会長　ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

では、本件は了承ということにさせていただきます。

[「異議なし」の声あり]

どうもご苦労さまでした。

次に、資料6の方にまいります。就労支援の推進事業における調査用紙の再発送についてでございます。

就労支援・消費者行政担当副参事からご報告をいただきます。

○就労支援・消費者行政担当副参事　それでは、就労支援の推進事業における調査用紙の発送業務委託について、6月8日の当審議会で一応ご報告差し上げた件ですが、本日、再発送につきましてのご報告を改めてさせていただきます。

ご報告させていただく前に、今回の再発送に伴いまして、調査対象の区民のみならず、当審議会の委員の皆様にも多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。

それでは、ご報告させていただきます。

今回、6月8日に当審議会の方にお諮りをしまして、ご報告させていただいて、6月22日の日に第1回目の調査票を発送させていただきました。若年者就業状況調査でございますけれども、お送りしました調査票、学生の選別項目の欠落であるとか、不適切な表現であるとか、内容の統計上の問題も含んだような調査票というようなご指摘またはご意見、それから内部での検討も踏まえまして、再調査という判断をさせていただきまして、再調査の段取りに入って、7月20日付で、今お手元にお配りしてございます新しい調査票で、改めて調査を実施させていただいたものでございます。

それに伴いまして、前回ご報告させていただいているとおり、この発送業務につきまして、対象者である区内在住の20から30の独身者で、親御さんと同居なさっている世帯の親子あてに調査票をお送りするというようなことで、その住所・氏名、これを宛名シールに打ち出しまして、事業者の方から発送していただく、このような業務を委託したものでございます。

あわせまして、8月20日に、本日お配りしている資料の一番最後の方でございますが、各調査のご協力の御礼と催促のおはがき、これもあわせて送付をさせていただきました。合わせまして二度の宛名シールを打ち出し、業者の方で発送業務をやっていたというところでございます。

委託内容につきましては、集計・解析・報告というのが入っておりますが、回答書につきましては無記名でございますので、回答以降の個人情報の取り扱いは含まれてございません。

発送数でございますけれども、1万9,500通程度ということでございますが、1万9,200弱の打ち出しをさせていただきまして、実際の送付は1万9,164通、6通が不在で戻ってございます。実質的には1万9,158通。6通につきましては、戻った以降、私どもの方で適切にシュレッダーで処理をさせていただいたところでございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、再発送分につきましては7月20日から、報告は従来どおり20年の1月31日までの業務委託でございます。なお、この再送手続、

費用につきましては、今回、業者の方と協議をいたしまして、業者側の負担で行うということで合意をいたしまして、区の方の委託料の増減は全くございません。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、記載のとおりでございます。

以上、ご報告でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞご質問・ご意見ございましたらよろしく申し上げます。神崎委員。

○神崎委員 わざわざここに書いていただいておりますけれども、委託事業者の負担において再設計した適切な調査票により再調査を行なうということで、コストまで委託事業者で賄うということでございますけれども、契約上の問題は発生しませんか。

○寄本会長 どうぞ。

○就労支援・消費者行政担当副参事 その辺も、私どもの契約係とも十分調整をした中で、契約条項に照らしまして、協議事項というよりも、一つは適正な履行という部分で、実際の調査の最終的な正確な分析ができるかどうかという判断が一つございまして、その上で協議を行って、一応7月4日付で、業者側とは、今回業者側の全額負担で再調査を行うというような確認文書を取り交わしてございます。

○寄本会長 どうぞ。

○神崎委員 業者側としては、それに応じたということだとは思いますが、一たんそれをよしとして発注者側は受け取って発送したわけですよね。それをまたまずいからということで、再度見直して印刷して発送しているということになると、業者側としては何百万かの負担をしていると思うんですよ。それが契約上いいのかどうか。悪い言い方をすれば、これがくされ縁となって、また次の仕事とか、またその次の仕事とかといったようなことになるのではないかというふうに懸念されるんですね。そのところはいかがでしょうか。

○寄本会長 どうぞ。

○就労支援・消費者行政担当副参事 その辺もございまして、きちっと明確に業者側と双方合意のもとで今回こういう対応をするというような確認をとらせていただくということで、文書を取り交わさせていただいたというのが実態でございます。したがって、今後、これに引きずられてということは私どもはもう全く考えてございませんし、そのようなものもないものというふうに考えております。

○寄本会長 どうぞ。

○神崎委員 私は、そういうやり方はまずいのではないかなというふうに思います。そういうふうに双方がするということであっても、やはり何らかの影響が及ぶのではないかなと。契約上、正しいあり方ではないのではないかなというふうに思います。ですから、税金の負担であっても、私はきちんとして業者側に支払ってやらせるべきではないかなと思います。私の意見です。

○寄本会長 どうぞ、久保委員。

○久保委員 先ほど課長の方から1万9,164通かな、戻りが6通と言いましたっけ。そのときにシュレッダーという言葉があったんですけど、どういう意味なんですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 封書で送ってございますので、貼付した封筒ごと私どもがいただきまして、中身は出した上で、封筒をシュレッダー処理という形で対応さ

せていただいたということでございます。

○寄本会長　　どうぞ。

○久保委員　　細かいようですが、なぜシュレッダー処理をしなきゃならないのかがよく……。僕、個人情報保護の審議会だけに、そういうことがすごく気になるんですけど、なぜその6通を封筒だけシュレッダー処理しなきゃならないのかわからないんですけど。

○寄本会長　　どうぞ。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　私どもも、一応個人情報が貼付された封筒をそのまま残しておくということではなくて、適正に処理する必要があるかという判断から、シュレッダーをさせていただいたというのが単純な理由でございます。

○久保委員　　特別意味がないと、じゃあいいです。

○寄本会長　　どうぞ、鍋島委員。

○鍋島委員　　私も福祉関係の協議会でこういう調査に携わったことが何回かあるんですけど、これを見ますと、パソナの方で、調査票の作成・送付・回収・集計・分析についてはという契約がありそうなんですよね。そうすると、私たちやったときには、あくまでもこういうものに対しては素人集団なので、相当指導してもらって、そちらがこういうことなら大丈夫ですよというところまで指導してもらって、そちらにということで、連絡をすごくとって、協議してやった経験があるんですね。しかも、パソナは大手さんですから、こちらの出したアンケートについて、もしここに書いてあるような調査票の作成まで契約に入っているとすれば、それはやっぱりパソナさんの方も責任があると、ミスがあると思います。ですから、やはり適正な履行というところで、業者負担をしてもいいものだと、私は何回かやった経験からありました。それで、私たちもちょっと失敗したことが一度ありましたら、それはもう業者さんの方で、「そちらは素人集団で、私たちの指導が足りませんでした」ということで、ぱっとこういうことをやってくれましたので、これは適正だと私は思います。

○寄本会長　　ありがとうございます。

ほかにございましたら。どうぞ、神崎委員。

○神崎委員　　前回、こちらに報告があったのは事後報告だったので、もう既に発送された後だったかと思うんですけども、ここで話ししたときにはもう遅かったかもしれませんが、せっかく審議会という場があるんですから、形だけにするのではなくて、参考にさせていただきたいというふうに思います。私も、逆の立場でやっていたこともありますけども、やはり改めてやり直すということは大変な作業で、部下の方にもいろいろ指示したりとかということで大変かと思うんですけども、わかった段階で、作業は大変かもしれないんですけども、その後、そのままやるよりはいいということであれば、改めていただきたいというふうに思います。意見だけです。

○寄本会長　　どうぞ。

○有馬委員　　再発送で2回しているわけですけど、同じ方にも当然2回行っているわけであって、いわゆるその反応とか問い合わせとか、こちら辺についてはいかがですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　2回目の発送後、やはり今委員ご指摘のとおり、「また来たよ」というようなお問い合わせは20件程度ございました。その中で、10件程度はいわゆる苦情、「何でもう一回送ってくるんだ」というような苦情がございました。

ただ、そのほかお問い合わせがあった中では、「今度のはちゃんと答えられるね。やり直してくれてよかったね」というようなご意見も10件程度いただいております、やり直して、担当としてはよかったなという思いは今は持っております。

○寄本会長　ほかにございましたら、どうぞ。

新宿区は、良質の紙を全部シュレッダーにかけちゃうんですか。個人情報に関係するようなものは全部シュレッダーにかけちゃうんですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　先ほどの、送りました宛名シールをシュレッダーをさせていただいたということでございまして。

○寄本会長　古紙の価値が落ちちゃうものですかね。難しいとは思いますが、繊維が細かくなってしまっていて、せつかくいい紙でしょうが、値打ちが下がってしまうものですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

[「なし」の声あり]

では、これは了承ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

どうもありがとうございました。

次にまいります。次に、資料7の台風9号による敬老会中止の緊急の連絡手段としての電話番号の使用についてのご報告をいただきます。健康いきがい課長さんからお願いいたします。

○健康いきがい課長　それでは、調査票に基づきましてご説明申し上げます。

件名は、台風9号による敬老会中止の緊急連絡手段としての電話番号の使用についてでございます。

事後報告といたしまして、緊急理由に基づく目的外利用ということで、次のページに事業の概要が出ております。

この敬老会ですけれども、77歳以上の区民を対象にいたしまして、9月4日、5日、6日の午前・午後、5回同じことを地区別にやる事業でございます。会場は、日本青年館で実施いたしました。

それから次のページに行きまして、今回、税務課の情報を氏名、性別、生年月日、住所、電話番号をリストに打ち出しまして、対象者9,000名強の方に電話をしたという内容でございます。

目的外利用の時期ですけれども、6日、午前・午後を中止にいたしましたので、5日の夜から6日の午前中にかけて使用したという内容でございます。

内容は、以上でございます。

○寄本会長　はい、ありがとうございました。

どうぞ、ご質問・ご意見をお願いいたします。久保委員。

○久保委員　9,000名強ということですが、これは具体的に言うと若松・柏木、大久保・落合の第一の管内の77歳以上の方というふうに考えていいんですか。

○健康いきがい課長　そのとおりでございます。

○寄本会長　どうぞ。

○久保委員　それで、当然適切な処理だとは思いますが。僕も5日の日に青年館へ行った

ときは、すごいどしゃ降りの中、こういうところで高齢者、77歳以上の方が無理して来られて事故になったら大変だなと思って帰ってきただけに、翌日中止というのではあったんですが。

それはそれでいいんですけども、今、税務課からの資料を取り寄せて緊急にやったということで、ちょっとこの質問とはまた関係がなくなって悪いんですけども、今、日本全国で問題になっているのは、高齢者あるいは障害をお持ちの方の震災時の災害弱者の対象を、プライベート保護ゆえに、つかみ切れないで担当課が非常に苦慮しているというのが全国的にあるんだけど、そういう件は、今、あなたの方からその件にかかわる報告が出たので聞いたんですけども、ここで聞いてもだれも答えられないですよ。

○区政情報課長 実は、それにつきましては危機管理課の方で名簿をつくりまして、それを保管しているという形になっております。災害時には、それを利用するという形になると思います。

○久保委員 すみませんね、質問と内容が……。新宿区としては、その点の心配は、ある程度クリアされているから大丈夫と思っていいんですね。

○区政情報課長 十分かどうかというのは、ちょっと震災時になってみないとわからない点がありますけれども、それを、必要な場合には民生委員の方ですとか、そういった方に配って、活用をしていただくということで考えております。

○久保委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

○有馬委員 先ほどもちょっとお伺いしたんですけど、これは9,029人を5日の夕方から6日の午前中にかけてというのは、先ほどちょっと聞いただけでは、個々にすべてにおいて電話されたという理解でいいわけですよ。

○健康いきがい課長 協力してもらいまして、全部やっただ。ただ、連絡率というのは62%というところがございます。

○寄本会長 どうぞ。

○有馬委員 ということは、連絡率が62%だと、あとの38%という方は、これはいわゆるどういう手法、留守番電話とか、そういうことですか。

○健康いきがい課長 該当地区に広報車を出しまして、ご案内をしたというところがございます。

○寄本会長 どうぞ。

○有馬委員 それに伴って、よもや余りないんだと思いますけども、いわゆる来られた方というのは、中にはいらっしやったとかというのはありますか。

○健康いきがい課長 青年館の方には250名強いらっしやいまして、あと千駄ヶ谷、信濃町、それから大江戸線の国立競技場前、それから一番近い明治公園バス停等に職員を配置しまして、そこに来た方が180名ぐらいということでございます。

○寄本会長 どうぞ。

○有馬委員 そうすると、250名と180名ですから、おおむね430名ぐらいの方が、何らか行き届かなくて来てしまったと、近くまでみたいなのも含めてね。そうすると、やっぱりこういうことはめったにあることではないとは思いますが、何らかの形で、今後の課題としては、やっぱり職員の方が1件1件このことで電話をされたのは、そ

れはとても大変な時間も労力もかかる話かなと思うので、その意味においての情報の伝え方等をどうするかというのは、今後の極めて重要な検討課題かなというふうには思いますけども、その辺については今後何かありますか。

○健康いきがい課長　大きな課題だと思っておりますので、これからちょっと検討していきたいと思いますけども、なかなか前日とか、そういうところで決定ということですので、そこから全員に100%周知するのをどうしようかというのは、本当にこれから考えていきたいと思います。

○寄本会長　どうぞ。

○ひやま委員　ちょっと関係ない話かもしれないんですけども、例えばここに出ていた9,000人のうちに、高齢者クラブに加入されている方は何%ぐらいなんですか。そういうのはわからないですよ。というのは、連絡方法とか何かで、例えばそういう手段もとれるのかなと、ちょっと。

○健康いきがい課長　一応、高齢者クラブの会長さん、130名強いるんですけども、会長さんには一応ご連絡して、ご協力いただければという、お願いというわけではないんですけど、もしできればという感じで、会長さんには一応全員電話ではご連絡しました。

○ひやま委員　ありがとうございます。

○寄本会長　どうぞ。

○中矢委員　私も5日の日にこれを民生委員の方に伺ったんですけども、若松とか箆笥の方の民生委員にお知らせして連絡していただければよかったのではないかなと思います。

○健康いきがい課長　一応、町会長さんは全部電話連絡したんですけども、民生委員さんもちょうと今後の課題ということで、よろしく願います。

○寄本会長　よろしいですか。

○山口副会長　要するに電話連絡をしようと思ったということだと思んですけど、取り出してきた情報が税務課の情報なんですよ。税務課の情報というのは、個人情報の中でも結構レベルの高い情報だと思うんですよ。この情報を安易に引き出すというのは、やはり制度としてよくないと私は思うんですよ。電話番号を何でこんなところからとらないと取り出せないのかということが、やはり問題ではないかと思うんですよ。税務情報以外に電話番号を取り出す方法はないのか、ほかになかったのかと、どこかにデータが。例えばいきがい課、高齢者の問題の課で、そういう緊急連絡だとかという可能性はあるわけですよ。今回、こんなことでなくて、もっと……、まあ、地震のときにはどうするのかというのは、全然わからないんですけど、地震だとか広域水害が発生したときに、どういう連絡方法を考えておられるのか。またそういうときに、こういう税務情報を取り出さないと連絡方法がわからないということ自体が私には理解できないし、しかも、高齢者って今全部年金ももらっているから、全員、これ登録……、ここが一番拡充というか、網羅されているんでしょうかね。どうしてこうなのかというのがよくわからないですね。

○健康いきがい課長　一応、区の基本データが住民基本台帳なんですけれども、そのコンピュータで全部入れている中に、電話番号については住民基本台帳ではございませんので、各課が電話番号を入力しているという中で、税務課が一番多く入れているというのを今回、それを利用していただいたと。一応、緊急措置ということでやらせていただいた

ということでございます。

○山口副会長　私の言いたいのは、それは個々にあることはあったでわかりますけど、やはりさっきも申し上げたように、これは個人情報としてのレベルの高いところなので、ここの情報をどういうことで取り出されたのか知りませんが、安易に担当課ぐらいの話し合いでぽっとうこういうものを税務課から情報が流れ出すとすれば、たまたま今回は電話と住所とか何かと書いてありますけど、ほかの情報だって、そういうことで取り出されるということになりますと、大変やっぱり問題だと思うんですよね。そういうところの管理というのは、もう少しきちっとやっていただいて、管理もそうだけど、さっき言ったように、こういう電話番号の情報は、高齢者を扱う課で別途情報を収集していただきたいなというふうに思います。

○区政情報課長　電話番号の把握については、今、副会長の方からご指摘がありましたように、各種、例えば高齢者のものについては、高齢者を所管しているところで持つという考え方もありますし、あとどこかほかの場所で持つとか、いろんな考え方があると思うんです。現在のところ、新宿区では、やはり税務課の情報というのが、一番網羅的にきちんと把握しているという形になっております。それが現状です。今後、電話番号の把握をどういうふうに考えていくかというのは、一つの個人情報の取り扱いとしての検討課題というふうになっておりますので、今後、事務局としても、今の提起を受けまして、検討をさせていただきたいと思っております。

○山口副会長　電話番号がたまたま問題になっているので、私の言っているのは、情報のレベルの高い個人情報がある、それが簡単に目的外利用されて、事後報告という形でこっちへ来るのはおかしいんじゃないかということをお願いなんです。ですから、目的外利用について、レベルの問題もあると思うんですけど、税務課の情報って、たまたま電話番号を取り出したからいいよというのは、結果でそうだったかもしれませんが、税務情報の中のどれでも取り出していいということにこの問題を理解すると、大変問題が広がっていくのではないかということをお願いなんです。そういう目的外利用のやり方を、この件だけでなく、区としてどういうふうに対策をとるか、基準ですか、特に税務情報については気をつけていただくということです。だから、電話番号じゃないんですよ。ほかのものを取り出しても同じですよ、こんな感覚でやっていきますと。ほかにも税務情報で取り出して、緊急性がありましたから、必要でしたからとやられたのでは、どんな情報でも取り出されることになるわけで、せっかくここを管理していただいているのに、目的外利用で簡単に取り出されるというのは、やはり問題があるというふうに思います。

○森岡委員　私も昔、新宿が一番水が出たときに防災課長をしているんです。こういう事態が起きると、十分時間をかけて検討できないんですよ。まして9,000人って、よく電話をかけたなと思いますけれども、これは多分、今言ったように、本庁舎にいる職員に、かなり統一した資料を分散して電算で打ち出して、そして関係のない課でも、手があいたとは言わないけれども、動員して電話したんだろうと思います。それから、各課が電話を……、電話番号のことじゃないんですけど、各課で電話番号を集約する場合は、関係あることだけしか多分集約しませんし、我々がお正月の招待状のときも、電話を載せていいですか悪いですかというぐらいの、本人の了承を得て区の方は電話番号を収集していますから、一般的に電話番号を収集するのは非常に難しいと思うんです。

ただ、今、先生が危惧している面でございますけれども、こういうことを利用して電話をかけようというのは、かなり上のところの判断で、部長なり課長の段階でこれを利用したというのではなくて、もっと高度な段階で判断が下って利用したのではないだろうかと推測するんですね。そういうところで歯どめをかけて、簡単に利用してもらっては困るといってやっぱり先生の危惧を十分に注意していただきたいと思うんです。

物すごく短い時間で処理しないといけないという、職員も大変な苦勞をして、担当のところは少数ですけども、苦勞をしていると思いますので、その辺、今、先生の意見を十分配慮して、やむを得ない利用をすると、条例がそのたびに壊されているんだろうと思いますけれども、やはり非常に緊急の場合で、高度な判断で実施するように今後も注意していただきたいというふうに思います。

意見を終わります。

○寄本会長　　どうぞ。

○健康いきがい課長　　今回の場合は、水害対策会議の会長である副区長の判断で、目的外利用で個人情報のこともいろいろ意見が出たんですけども、やはり緊急性ということで、今回は実施したというようなことでございます。

以上です。

○久保委員　　山口副会長の指摘されたことは、僕は基本的にそのとおりで正しいと思うんですね。やっぱり区としては、本当に真剣にこれから考えなきゃいけない問題だと思います。

ただもう一つ、税務情報を電話で活用したというところに、非常に不適切な問題がある、それを認識していないと思うんです。緊急にあした中止ですというのを一刻も早く伝えたいという思いがあるのかもしれないけれども、現在、極端な話、1軒のおうちに、高校生も含めて、みんなそれぞれ違う電話を持っていますよ。結構、今の世の中はね。裕福な日本の象徴かもしれませんけど。高齢者、77歳以上の高齢者が専門に使う電話というのがある。ところが、税務情報は多分違うところにあると思うのね。そういうもの等を使うから効率が悪いと思う。必死になって66%か。一生懸命職員やったら、400人を超える人たちが来ちゃうわけだね。

というところも問題なので、僕は、情報化を、こういう今日の審議会に出たい意見を中心にして、僕は区で考えなきゃいけないのは、確かに住民のプライバシーの尊重は大事ですよ。しかし、それぞれ抱えている事業課の事業を通じての区民サービスも大事だし、緊急な事態に対応するのも大事なんですね。こういうことを考えたら、本人の了承を得る範囲で、各事業課の対象者からきちっと電話を聞き取っておくというぐらいのことを事前にやっておかないと、こういう問題が出る。区としては、副区長なんていう名前を出すことはないんだよ、あなたね。区長だったとか副区長だったとか、こんなところでいちいち名前を出す必要はないんだけど、それはそれで、やっぱり緊急にだれかが判断して何とかしなきゃいけないという事態があるときに備えるためには、そういうことをきちっとやって、そして新宿区の中で、住民のプライバシーの尊重と、そして緊急事態への対応のはかりをかけて、どちらが大事かということの判断をどういうことでやるとか、そういうものも十分に討議しないと、緊急事態に対処できない新宿区政だったという批判と同時に、大事な基本的な人権とかプライバシーを守らない新宿区だという、二つの大きな二律背反の

問題に悩むことになるわけだから、そういう点は、きょうをあれに、情報課長を中心にして……。新宿区好きなんだよね、もうしょっちゅう部長と課長が集まって会議しているもんね。いいことだよ。だけども絶えず、仕事すると、部課長会議です、部課長会議ですとね。それほどやっているんだからいいんだけど、そういうところでこの問題はきちっとやってもらいたいし、僕は山口副会長のお気持ちはそういうところにもあると思いますよ。

○区政情報課長　今、委員ご指摘のように、今回の実はお手元に資料8というのをお配りしているんですけども、後ほどまた別途ご説明しますけれども、今回、目的外利用の制限ということで、個人情報保護条例の11条というのを出示させていただいておりますけれども、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない」と。ただ、2項で「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる」という形になっております。それで1項から5項まであるわけですけども、今回は、その第3号ですか、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」ということに該当するというので、税務情報を利用したという形になっております。

今回の電話番号の扱いにつきましては、今回たまたま電話番号ですけども、その扱いが今後の課題にはなっておりますので、その点についても検討をしていきたいというふうに思っております。

○寄本会長　どうぞ。

○鍋島委員　私たちが全送協会が大きいのをやるんですけど、それで、どうもこれ2万1,000幾らので9,000人というのと、申し込みか何か、本当だったら、こういう会は大概事前申し込みをとるんですよ。そうじゃないと、いろんなものがごみになったり、いろんなことしますので。それで、事前申し込みをとるときには、必ず緊急連絡先ということで、今はメールもやる人もいるので、電話だけじゃなくて、できればメール、ファクス、電話、緊急なので必ずどれかは書いてくださいということを事前申し込みのときにとるんですよ。でも事前申し込みがないと、本当にいろんなものが無駄になってしまうので、これはとられたかどうかかわからないですけど、それをしてあれば、そんなに苦労しなくても、メールだったらぱっと行きますし、ファクスでも相当な件数、グループには行きますし、だから電話だけそういうふうに税務課からとろうという、そのところが、大きな事業をやるときには、事前申し込みということをやっばり考えていただいた方が、いろんところで効率がいいと思います。

○寄本会長　ありがとうございました。

○健康いきがい課長　対象者2万2,000人を事前申し込みという制度でやることについて、今まではちょっと考えてはいなかったんですけども、今回の件もありますので、考えていかなきゃならないかなというふうに思っております。

今回、この9,000人というのは、同じことを5回やる中の3回は実施したんですね。あとの2回が中止になったということで、その対象が9,000人ということでございます。

○寄本会長　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ただいまの非常に貴重なご意見をどうぞ反映して対応してください。どうぞ

よろしく申し上げます。

○区政情報課長 本件にちょっと関係ある点なんですけれども、お手元に資料8をお配りしておりますけれども、先ほどお話ししましたように、今回、実施機関として「人の生命、身体又は財産の保護のために、緊急に必要があるとき」ということで、個人情報の目的外利用をしたわけですけれども、実は、その11条の4項を見ていただきますと、「実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない」という形になっております。したがって、今回の目的外利用におきましては、本人に目的外利用をいたしましたということを通知するという形になっております。今回は、たまたまですけれども、実はお土産というのがこの敬老会にありまして、そのお土産の引きかえ券というのをはがきで来週お送りすることになっております。その中で、今回、こういった形で目的外利用をいたしましたということをあわせて通知をしたいというふうに考えております。

ただ、今回の件についてはそういう形の処理になるわけですけれども、今後、先ほどもご指摘がありましたような大震災とか、そういった緊急事態ということを考えますと、通知をすることが困難な場合ということも想定されます。ですから、今現在のこの条例の規定ですと、必ずそういった場合でも通知しなければならない。例えば関東大震災のようなどきでも、通知しなければならないという形になっております。また、先ほどもお話がありましたように、いろいろな場所、例えば高齢者の部門ですとか、保健の部門ですとか、福祉の部門ですとか、いろんな部門からいろんな情報を目的外利用して通知するというのもあると思います。ですから、そういったものをすべてまた名寄せしてしまうということになりますと、それもまた問題があるということで、この規定につきまして、11条の4項、それからまた同じような規定で、上に戻りますけど、5条の3項ですね、それから裏の方に12条の4項というのがございます。こういったものについて、こういった規定が適当なのかを事務局としても検討しまして、またこの審議会にもご議論いただきまして、そういった規定等について検討をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○山口副会長 余り言いたくなかったんですけど、要するにこの問題は、高齢者の連絡方法の制度が不十分だったという一語に尽きると思うんですよ。高齢者の問題です。これはもう人数が決まっていますし、この健康いきがい課で何か名簿を持っているはずなので、もともと、その2万何千人の名簿を。その名簿に電話番号が載っていないことが問題なのであって、そうすれば、目的外利用の問題なんかここで俎上に乗りようがないというふうに理解しているんですよ、私は。ですから、これを今、この件を使って目的外利用の制度を緩和しようという制度には、全く私は反対です、はっきり申し上げて。もっと目的に沿ったデータリストをつくるようにお勧めしますということです。

○区政情報課長 今回の件がたまたま契機になったということは事実なんですけれども、実は中越沖地震とかも最近ございましたけれども、そういったところでも、柏崎市の条例等を見ておりましたが、そういった中でも、やはり合理的な理由が認められる場合は、そういった通知しないこともこの限りでないみたいな規定があるわけです。ですから、そう

いったものも含めて、どういった規定が適当かどうかは少し検討しなければいけないだろうという問題意識を持っているというところです。

○山口副会長 連絡であれば、氏名、住所、電話番号があればいいわけですから、税務情報じゃなくて、住民の基本台帳か、基本のデータがありますよね。その中に入れればいいだけだと思うんですよ。それをわざわざ税務情報からとってくるに今問題を提起しているというふうに思っているんです。細かいことは、ここで議論しても、ここで決まるわけじゃないからあれですけど、先ほど申し上げましたように、目的外利用を緩和するという方向での審議・検討というのは、慎重にというか、ぜひこちらにもう一度戻してもらいたいというふうに思います。

○寄本会長 検討の際に、どうぞ今副会長がおっしゃったようなことを十分にお伝えください。

ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

では、本件につきましては、了承ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

それでは、次にまいります。資料1の屋上等緑化の推進業務における屋上緑化見本園見学申込手続きに係る電子申請サービスの導入についてと、資料2のみどりの講座開催業務における参加申込手続きに係る電子申請サービスの導入についての説明を一括していただきます。それでは、道とみどりの課長さんからご説明をお願いします。

○道とみどりの課長 ただいま件名の方、お話しいただきました屋上緑化等の推進業務における屋上緑化見本園の見学申し込みの電子申請のサービス導入についてで、まず1件目はございます。

この屋上緑化の見本園でございますけれども、こちらについては、都市化が厳しい新宿区のような場所におきましては、地上部の緑化が難しいということで、さまざまな工夫をしながら都市の緑化を進めていく必要があるということで、建築物の屋上並びに壁面等の緑化を推進しているわけでございます。それで、区役所のこの本庁舎の屋上でございますけれども、平成14年の秋に150平米ほどの屋上緑化の見本園をつくりまして、区民の方にごらんになっていただいて、それを参考に、またそれぞれのお宅または会社等々で屋上緑化を進めていただきたいという、普及啓発のPRとして設置したものでございます。

この屋上見本園でございますけれども、普段、区役所の屋上については、一般の区民の方に公開していないという関係もございますので、見学の際には、事前にご連絡をいただいて、区の職員が立ち会いのもとに見学していただくという方式をとっているところでございます。

従来、この申し込みに当たりましては、お電話をいただいたり、ファクスをいただいたり、そういった方法で私どもの課の方にご連絡をいただいて、事前に時間をお決めいただいて見学していただいたわけでございますけれども、それだけでは、なかなか区役所の閉庁時間等々にも申し込みができない利用に、区民の方のご利便を図る必要があるということで、電子申請をしたいということでございます。これに当たりまして、個人情報電子計算機の処理の委託とコンピュータの外部の結合ということで、諮問とご報告をさせてい

ただくものでございます。

それで、電子サービスの相手方でございますけれども、結合先につきましては、東京電子自治体共同運営センター。また、その委託先につきましては、同運営センターが実際に運用を行っております次世代電子自治体推進企業体という、東日本電信電話会社が代表企業となっている企業体に委託をするということでございます。

それで今回、申請に当たりまして、登録いただく個人情報でございますけれども、屋上緑化見本園に当たりましては、まずID、パスワード、電子メールアドレス、また住所、氏名、電話番号ということになってございます。あと、申請区分というのがございまして、こちらについては、区内の一般の方なのか、区外の一般の方なのか、区内の団体の方なのか、あるいは区外の団体、また、こういった緑化などをやるメーカー等、その他という六つの区分になってございまして、それらを入力していただくということでございます。

なお、この委託並びに結合に当たりましては、個人情報の保護対策ということで、資料にもおつけしてございますけれども、システムの安全対策の概要、並びに委託契約にあたりまして「特記事項」をつけさせていただいております。これにつきましては、従来、区の方で行っておりますさまざまな電子申請に使用しているものと同様でございます。

続きまして、資料2のみどりの普及奨励という事業の中で行っております、みどりの講座開催業務におけます参加申込手続に係る電子サービスの導入についてお諮りをいたします。

こちらについては、区の方で、区内在住あるいは在勤の方、それぞれ1回20名程度でございますけれども、講師をお招きしまして、毎回違ったテーマで講座を開いてございます。開催としましては、大体年4回開催してございまして、これの申し込みにつきましても、従来、はがきとかファクスなどでご連絡をいただきまして、申込者多数の場合は抽選を行っているというようなことで進めてきたものでございます。こちらについても、やはり電子申請を行うことによつて、申し込みをされる方の利便を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

このみどりの講座の申請に当たりましては、先ほどと同様、ID、パスワード、電子メールなどもございますけれども、住所、氏名、電話番号、こちらの住所ということでございますけれども、この講座の申し込みをできる方というのが、区内の在住もしくは在勤という方に限らせていただいております。そういった関係がございまして、住所、氏名、電話番号についてご入力いただきたいというふうに考えてございます。

また、あとはこのその他ということなんですけれども、参考といたしまして、年齢、性別についても、これは必須ということではございませんけれども、できれば事前情報としてちょうだいしたいというふうに考えてございます。こちらについては、必ずしも年齢、性別によって、それぞれ緑化に対する知識等々が決まっているということではもちろんございませんけれども、講座を進める講師の方から、事前にそういった区分がわかると、関心の高いような資料とか話の進め方を工夫しやすいということで、できればその辺についても事前に教えていただけるとありがたいというふうなお話でございましたので、これについては強制してどうしてもということではございませんけれども、できればご入力をいただきたいというふうに考えているところでございます。こちらにつきましても、先ほどと同様、システムの安全対策、また運営・契約にあたっての「特記事項」について

は同様でございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

どうぞご質問・ご意見お願いします。どうぞ。では、久保委員から。

○久保委員 地球温暖化のことを考えたら、緑化は本当に緊急課題でいいことなんですけど、それで伺っておきたいんですけど、来年の3月までで、東京とか国からの屋上緑化並びに光反射塗装、この2点の事業については、幾らか知らんけど、援助が出るんですね。それが来年の3月で締め切られちゃうんですよ。現時点では、どういう状況ですか。

○道とみどりの課長 申しわけございません。実はこの屋上緑化とか、屋根と壁面の光反射塗装について、環境省のクール・ルーフということを行っている補助の制度でございまして、こちらの所管をしておりますのが環境保全課で所管をしておりますので、ちょっと現在の申請状況については私ども手元に今資料がないので、何ともちょっとお答えできないところでございます。

○寄本会長 どうぞ。

○ひやま委員 屋上緑化の事業概要の対象者のところの確認なんですけど、対象者は区民及び事業者というところになっておりまして、先ほど個人情報の項目一覧のところのその他の個人情報項目の中で、区外の人、区外の団体等という説明がありましたが、これは区民じゃなくてもいいということよろしいのでしょうか。

○寄本会長 どうぞ。

○道とみどりの課長 屋上緑化の見本園の見学でございますので、どなたでも結構でございます。ただ、これまで決算等々の際にもご報告を申し上げておりましたけども、どういふ方がごらんになっていただいたのか、統計的なデータをとってございますので、それに応じて、またその申請者の区分もご入力いただければということをお願いするものでございます。

○寄本会長 私、3カ月ぐらい前に目黒区役所に行きまして、屋上緑化のところを見るときに、どこにも名前を書いたり住所を書いたりするところはなかったんですけども、新宿区はそうしなきゃならないんですか。

どうぞ。

○道とみどりの課長 実は、これは私どもが設置する際に、この建物、区役所の庁舎を管理するセクションとの協議をいたしました。その際に、本来、屋上については一般の方に開放しないエリアということになってございますので、あえてそこに区民の方が入る場合には、区の職員が立ち会ってお連れするようにしてほしいという庁舎管理セクションからの話がございましたので、現在、私どもの新宿区といたしましては、一般の方、どなたでも屋上にどうぞということではなく、区の職員がお連れして、立ち会いのもとに見ていただくというような形をとらせていただいているところでございます。

○寄本会長 屋上緑化をごらんになりたい方は、エレベーターはこちらにありますので、どなたでもと表示がございまして、エレベーターに乗る際にだれも見ているわけじゃないし、行って、屋上で昼飯でも構わないと思ひまして。新宿区は以外にかたいんですね。

○道とみどりの課長 庁舎管理セクションからは、設置のときに話が出た中では、今、ちょっとございましたように、飛びおりというのももちろんそうですし、屋上にある、そ

ういった樹木とか何かを抜いてぼんと投げるだけでも、歌舞伎町という土地柄、かなり下にも大勢の方が通行されていますので、そういった危険防止も含めて、区の職員立ち会いのもとでご利用いただきたいというのが大前提としての条件でございましたので、やむなくそういう形をとらせていただきますので、ご了解いただければと思っています。

○久保委員　いろいろな話が出たから。もう一つ、屋上と思える場所が新宿の本庁舎内にあるんだけど、そこはこれだけ考えているなら活用しないんですか。本会議場の上だっけ。

○道とみどりの課長　本会議の会議場の上、ちょうど8階のフロアから窓の外側の部分でございすけれども、かつて試験的に一部緑化をしていたものがございす。これについて、庁舎の改修で、防水工事をする関係で一度撤去してございす。また、こちらについても、かつてのように何とか復活できないかというようなお話もいただいてございすので、これについては、今現在進めるための検討をしているところでございす。

○寄本会長　どうぞ。

○山口副会長　共同運営センターに結合する理由なんですけど、この二つを拝見するところでは、大した件数でもないし、本来だったら区役所で処理できるぐらいの事務量少らうというふうに思うんですけど、何かこの共同運営センターのコンピュータのシステムを使う必要があるのかなということなんですけど、要するに電子申請サービスというコンピュータを利用するシステムが区役所にはなくて、こちらを使えばあるんだと、そういうことでしょうか。何でこんなでかい組織まで動かさないと、この二つが処理できないのかというのを伺います。

○寄本会長　どうぞ。

○道とみどりの課長　これについては、私どもこういった電子のシステムをつくる際に、情報システム課の方と協議をするわけですけれども、そちらの方から、こちらの方に結合して利用するというような実は指導がありまして、それに基づいてやっているということでございす。これについては、必ずしもこういった大きな組織のものにつながなければできないということではございせんけれども、ほかの区の業務についても、そういった今回の運営センターに結合して、またその企業体に委託しているということから、それと同様に扱ってほしいということでございす。

○山口副会長　情報課というのはわかるんでしょうか、その今の問題は。要するに、この程度のことまで、そういう実際に共同のコンピュータまでつながらないと処理できないのか、つなぐ特別の理由があるの。

○区政情報課長　これにつきましては、特に難しい大きなことをやるという話ではなくて、もう既に23区共同でそういったシステムができておりますので、それに参加すると。ほかのシステムを含めて、こういった電子申請を広げていこうということでやっている。今回やっているものがたまたま小さいものですので、そういうふうに見えるわけですけれども、全体としては、電子申請手続をこれからどんどん広げていって、多くの手続が電子申請でできるようにということで進めているものでございす。

○山口副会長　外部に結合すれば、それなりに情報が流れていくということの問題なんですけども、新宿区役所内部で、こういう電子申請サービスの処理ができるようなコンピュータのシステムというのはできていないんでしょうか。実際にあるかないかという問題と、できないのかというのと、どうでしょうか。

○区政情報課長 技術的には当然可能であるというふうに思いますけれども、今現在、区としては、この共同運営センターを通したシステムを電子申請として使っていこうという形で進めているものです。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

今、大体600ぐらいですか。屋上緑化のあるビルは、600ぐらいですか、区内の。

○道とみどりの課長 都内。

○寄本会長 区内。

○道とみどりの課長 すみません。ちょっと、屋上緑化、区内の実施の資料、今手元にございませぬけれども、最近はかなり大方のところもふえてございませぬし、一時期に比べてかなり拡大はしてきてございませぬ。申しわけございませぬ。細かい資料は、きょうちょっと今手元にございませぬので、もしあれでしたら、また後ほどでも載せさせていただきます。

○寄本会長 まだ余りやってないですね。

どうぞ。

○鍋島委員 このシステムは、ほかのもの、新宿区は幾つか利用していらっしゃるんでしょうか。

○区政情報課長 実は電子申請については、5ページを見ていただきますと、電子申請ネットワーク関連図というのがございませぬけれども、まだまだ十分利用されてはおりませぬけれども、こういった新宿区があつて、共同運営センターがあつて、マルチペイメントネットワーク共同利用センターですとか、そういったものもありますので、電子決済、電子認証、そういったものが、いろんなシステムがこれを導入することによってできてくるという形になっております。今現在、区でも幾つかのシステムがこういう形で参加しておりますし、また入札関係ですとか、そういったものについては業者が電子申請をしているというものもあります。そういった形で、徐々にこれは導入が進んでおります。

○寄本会長 ほかにございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

資料1の屋上等緑化の推進業務における屋上緑化見本園見学申込手続きに係る電子申請サービスの導入については、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、電子申請サービスの導入は認めていただいたというふうにさせていただきます。

続きまして、資料2のみどりの講座開催業務における参加申込手続きに係る電子申請サービスの導入については、いかがでしょうか。

○久保委員 僕、ちょっとおくれたけども、ここへ来てから、会長は一つ一つ、全部質疑の後、皆さん、これでよろしいですかときちっともう承認をとられたように思いますけど、もう一度最後にやるんですか。

○寄本会長 ああ、そうですか。これが1件。

○久保委員 そのときに、異議なしと僕は言っているはずですけど。

○山口副会長 質疑がないというふうに先ほどのところはご了解いただいて、今、採決ということでお願いします。

○久保委員 わかりました。

○寄本会長　　よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、諮問事項、報告事項、どちらもご承認いただいたということにいたしたいと思えます。

では、司会がごたごたして、大変ご無礼いたしました。申しわけございませんでした。それでは、全体を通して何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なしということですので、時間は十分ありますけども、事務局ございませんか。

○区政情報課長　　では事務局から。次回の審議会ですけれども、11月20日の火曜日の午後2時から、本日より同じ第2委員会室、この部屋を予定しております。よろしくお願いいたします。

○鍋島委員　　一応細かくいうので、新宿区消費センターの新宿区がやる行事で、都庁を使いまして11月の9日、10日、消費生活展を行います。都庁の広場ですので、どうぞいらしてください。またご案内はまいりますけれど、よろしくお願いいたします。

○寄本会長　　ちょっと30秒ほどいただきまして、先ほど紙のことで唐突なことをお話ししたように思われたかもしれませんが、先般、高知市に行ったときは、シュレッダーにできるだけ紙をかけないように、集めまして、それを製紙工場に直接運び込むんですね。その際にガードマンを一応つけておりまして、そしてどろどろにとかすところに、個人情報が入った、しかし紙としては大変いい紙をそのまま使えるように、放り込んでどろどろになっているのをガードマンが見届けた後、家に返ってくるというような話になっておりました。その紙の売り上げでガードマンとか、車で運び込む費用が全部賄うことができるようですね。それくらい値打ちがあるものなんです。シュレッダーというのは細かく刻んでしまいますから、繊維が細かくなってしましまして、紙としての価値が落ちてしまうんですね。そういうようなことがあって、ちょっと質問をさせていただいたということでございます。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

きょうは、どうもありがとうございました。